

- 本市では、18歳～59歳の基礎疾患を有する方その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方（以下「基礎疾患を有する方等」といいます。）への接種券の発行について、被接種者等からの申請に基づき、接種券を発行することとしています。
- 接種当日、予診段階において、医師の判断で基礎疾患を有する方等であることを確認していただく必要があることから、予診の負担軽減を図るため、接種券に「広島市からのお願い」を同封し、基礎疾患等の内容を予診医に伝えるよう案内しています。
（60歳以上の4回目接種対象者には、「広島市からのお願い」は同封していません。）
- 基礎疾患の有無等の確認は口頭でも差し支えないため、接種施設における「広島市からのお願い」の活用は任意です。


【活用する場合の運用イメージ】

① 受付時



・以下の書類を確認します。

- 本人確認書類
- 接種済証兼接種券一体型予診票（4回目）
- 「広島市からのお願い」など

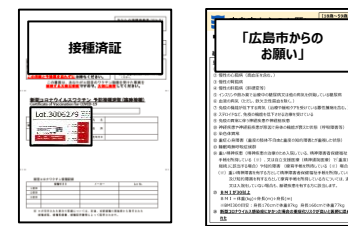
 広島市からのお願い <small>【18歳～59歳用】</small>
■ 予診の参考とするため、あなたの基礎疾患内容等の番号を、接種当日、予診医にお伝えください。
基礎疾患等の内容
以下の病名や状態の方で、連絡し入票している
① 慢性の呼吸器の病気
② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
③ 慢性の腎臓病
④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
⑥ 血癌の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療や手術を受けている悪性腫瘍を含む。）
⑧ 文字や目など、免疫の機能を低下させる治療を受けている
⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経痛
⑩ 神経疾患や神経痛が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
⑪ 染色体異常
⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重なり合った状態）
⑬ 睡眠時無呼吸症候群
⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※））、又は自立支援医療（精神障害医療）で「重度かつ短期に該当する場合」や知的障害（療育手帳を所持している（※）場合）
（※）重い精神障害を有する方として精神障害者保健福祉手帳を所持している方及び知的障害を有する方として療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患を有する方に該当します。
⑯ BMIが30以上 BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) ※BMI30の目安：身長170cmで体重87kg 身長160cmで体重77kg
⑰ 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた

② 予診時



- ・接種済証兼接種券一体型予診票（4回目）及び「広島市からのお願い」を用いて、予診を実施します。

③ 接種後



- ・接種済証を被接種者に交付します。
- ・「広島市からのお願い」の取扱い（保管・返却・廃棄）は任意とします。（※）

※予診の結果、接種不可となった場合も同様です。

【「広島市からのお願い」掲載箇所（市ホームページ）】

URL:
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/248621.html>

【任意】

「広島市からのお願い」の持参を忘れた方などには、左記URLから印刷することが可能です。また、接種施設に配付する「基礎疾患等一覧表」を活用いただく方法もあります。

留意事項

- ・「広島市からのお願い」は、接種施設での予診時にご活用いただくためのものであるため、費用請求時に国保連に提出しないでください。